

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等) 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年7月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)
②事務の内容	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金に関する法律」という。)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請 ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、高等学校等就学支援事務処理システムへの入力による保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑤受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記③～⑤を実施 ⑦4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び③～⑤を実施
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)
②システムの機能	・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、神奈川県知事が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報等照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバー部分の機能について記載）
②システムの機能	- 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 - 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 - 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 - 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 - 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 - 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報ファイル(私立高等学校等)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表123の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報ファイル(私立高等学校等)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	神奈川県内の私立高等学校に在学する生徒の保護者等
その必要性	就学支援金の受給資格認定申請、収入状況届出の審査にあたり、生徒の保護者等の所得情報を照会するため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	1 識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 2 連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等)及びその他住民票関係情報 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 3 業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報： 生活保護(生活扶助)の情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (学校、住民基本台帳ネットワークシステム)
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。
④使用の主体	使用部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。
	情報の突合	申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日		平成31年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託しない] () 件	<u><選択肢></u> 1) 委託する 2) 委託しない
---------	--	---

委託事項1

①委託内容

②委託先における取扱者数	[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----	---

③委託先名

④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----	--------------------------------

再委託	⑤再委託の許諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	1 就学支援金事務処理システム 就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策を実施している。 ・昼夜間を問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理 ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通知の状況を監視・記録 ・入館・入室の際にセンター要員による立合が必須 ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の掲示を義務付け ・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有 ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能 2 特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体 特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。 3 神奈川県における措置 ・特定個人情報は、データセンターに設置されたシステムのデータベース内に保存され、執務室で利用する端末内には特定個人情報は保存されない。 ・データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 4 中間サーバーにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。
	7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒ログインID
- ・生徒ふりがな
- ・生徒氏名
- ・学校名
- ・生徒学年・クラス・出席番号
- ・保護者等ID(業務宛名番号)
- ・個人番号(保護者等)
- ・保護者等ふりがな
- ・保護者等氏名
- ・保護者等生年月日
- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税年度
- ・市町村民税所得割額
- ・道府県民税所得割額
- ・配偶者控除等情報
- ・課税所得額(課税標準額)
- ・市町村民税調整控除額
- ・市町村民税均等割額
- ・本人該当区分情報

※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
就学支援金特定個人情報ファイル(私立高等学校等)		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行にあたっては、申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指示する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式を使用するため、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最小限に限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置 ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。 ・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 2 団体内統合宛名システムにおける措置 ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 就学支援金事務処理システム ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 ・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 2 団体内統合宛名システム ・全てのシステム利用者に発行するユーザID、登録されたパスワード及びICカードで2要素認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。 3 住民基本台帳ネットワークシステム ・全てのシステム利用者に発行するユーザID及び静脈認証でログイン認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワークで取扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 就学支援金事務処理システム ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。 2 業務担当課における措置 ・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する団体内統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。 ・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、団体内統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。 3 団体内統合宛名システムにおける措置 ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。 4 中間サーバーにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と、照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。②職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。③見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。④当番医療機関に対して送付すべき精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。⑤特定医療費支給認定にかかる新規申請書を執務室で保管していたところ、添付書類である「臨床調査個人票」1通の所在が不明となった。⑥受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑦受託事業者職員が、健康診断受診者が記入した問診票を含む歯科検診票を、誤って別の健康診断受診者に交付した。⑧入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑨受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑩受託事業者職員が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑪要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑫施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑬過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑭盲ろう者通訳・介助員の派遣に関して、派遣される通訳・介助員にメールを送付した際、誤って本来送付すべきでない相手方を同報先としたため個人情報が漏えいした。	
再発防止策の内容	①受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。②発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。③職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。④個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底するよう指導するとともに、個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行った。⑤個人情報を含む書類について、複数人による確認及び確認記録を行うことを改めて徹底したほか、事務処理手順や書類保管場所の変更を検討。⑥受託事業者において、情報セキュリティを強化するとともに、県において、個人情報の取扱いに係る受託事業者の監督を徹底することとした。⑦受託事業者において、健康診断当日の書類混在防止のための対策や本人確認手続きの追加等を行うとともに、県において、これらの措置の確実な実施を指導監督することとした。⑧個人情報が記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、やむを得ず持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑨専門機関による調査結果を踏まえて今後検討予定。⑩受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示した。⑪書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑫文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑬元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑭委託先において、情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。	
その他の措置の内容	<神奈川県における措置> ・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。 ・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワークで取扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。 <中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワークで取り扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れていない
具体的な方法	<神奈川県としての措置> ・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。 ・本評価書に示したリスク措置について、「事務処理手引き」に掲載する。 ・本評価書に示したリスク措置について、新任の職員に対する研修において解説する。 ・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取組の啓発や定着を図る。 ・事務担当部署における自己点検以外に、デジタル戦略本部室による内部監査を定期的の実施している。 <中間サーバーにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの提言、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ(就学支援金・学費補助金担当) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3793
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ(就学支援金・学費補助金担当) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3793
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和5年8月14日
②方法	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に報告し、意見を聴いた。
③結果	第三者点検の結果、特定個人情報保護評価書の内容を認める旨の意見を得た。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月16日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)に係る個人情報保護評価書(重点項目評価)	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等) 重点項目評価	事後	時点修正
平成30年11月16日	特定個人情報ファイル記録項目	(新規追加)	・配偶者控除等情報	事後	時点修正
平成30年12月3日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等) 重点項目評価	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等) 重点項目評価書	事後	時点修正
令和2年10月14日	特定個人情報ファイル記録項目	(新規追加)	・課税所得額(課税標準額) ・市町村民税調整控除額 ・市町村民税均等割額 ・本人該当区分情報	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	(新規追加)	平成30年7月に高齢福祉課職員が、「介護予防・健康づくり運動指導員」が所属する事業所一覧を県ホームページ上で公開する際に、誤って指導員の住所等を含んだデータを公開してしまった。	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(新規追加)	ホームページ公開に係る確認の手順を整備し、職員全員で共有した。	事後	時点修正
令和3年2月13日	特定個人情報ファイルの概要	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年2月13日	リスク対策	(新規追加)	(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和3年2月13日	リスク対策	・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行っている。	・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年2月13日	リスク対策	(新規追加)	・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年8月18日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	その内容 平成30年7月に高齢福祉課職員が、「介護予防・健康づくり運動指導員」が所属する事業所一覧を県ホームページ上で公開する際に、誤って指導員の住所等を含んだデータを公開してしまった。 再発防止策の内容 ホームページ公開に係る確認の手順を整備し、職員全員で共有した。	その内容 令和2年11月に私学振興課職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。 再発防止策の内容 個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月31日	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定	④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 令和4年度末変更予定
令和5年3月31日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。	・税額情報等照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 令和4年度末変更予定
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目	主な記録項目 [] 生活保護・社会福祉関連情報 その妥当性 (新規追加)	主な記録項目 [○] 生活保護・社会福祉関連情報 その妥当性 ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護(生活扶助)の情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 令和4年度末変更予定 なお、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。

令和4年7月8日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	その内容 令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。 再発防止策の内容 個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。	その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	事後	時点修正
令和5年8月22日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、高等学校等就学支援事務処理システムへの入力による保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑤受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記③～⑤を実施 ⑦4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び③～⑤を実施	事後	個人番号の収集を高等学校等修学支援事務処理システムを通じて行うこととしたため変更
令和5年8月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	個人番号に係る委託をしないこととしたため変更。

令和5年8月22日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。 再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅲリスク対策 9従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・事務担当部署における自己点検以外に、情報企画課による内部監査を定期的実施している。	・事務担当部署における自己点検以外に、デジタル戦略本部室による内部監査を定期的実施している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (部署名の時点修正)

令和6年6月4日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。	・その内容 ①令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。②職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員及び外部関係者の個人情報を当該業者へ故意に提供した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。④職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員の個人情報を当該業者へ故意に提供した。⑤職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。⑥見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。②職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。④職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。⑤発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。⑥職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月15日	I 関連情報 4個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	・番号利用法第9条第1項 別表123の項	事後	根拠法令の改正
令和7年7月15日	I 関連情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	根拠法令の改正

令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。②職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員及び外部関係者の個人情報を当該業者へ故意に提供した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。④職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員の個人情報を当該業者へ故意に提供した。⑤職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。⑥見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。	①令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。②職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。③見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。④当番医療機関に対して送付すべき精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。⑤特定医療費支給認定にかかる新規申請書を執務室で保管していたところ、添付書類である「臨床調査個人票」1通の所在が不明となった。⑥受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑦受託事業者職員が、健康診断受診者が記入した問診票を含む歯科検診票を、誤って別の健康診断受診者に交付した。⑧入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑨受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑩受託事業者職員が、要配慮個人情報の掲載されたファイルを誤送信した。⑪要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑫施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑬過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑭盲ろう者通訳・介助員の派遣に関して、派遣される通訳・介助員にメールを送付した際、誤って本来送付すべきでない相手方を同報先としたため個人情報が漏えいした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
------------------	--	---	---	-----------	--------------------------------------

令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。②職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。④職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。⑤発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。⑥職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。	①受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。②発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。③職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。④個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底するよう指導するとともに、個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行った。⑤個人情報を含む書類について、複数人による確認及び確認記録を行うことを改めて徹底したほか、事務処理手順や書類保管場所の変更を検討。⑥受託事業者において、情報セキュリティを強化するとともに、県において、個人情報の取扱いに係る受託事業者の監督を徹底することとした。⑦受託事業者において、健康診断当日の書類混在防止のための対策や本人確認手続きの追加等を行うとともに、県において、これらの措置の確実な実施を指導監督することとした。⑧個人情報に記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、やむを得ず持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑨専門機関による調査結果を踏まえて今後検討予定。⑩受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示した。⑪書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑫文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑬元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑭委託先において、情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
------------------	--	---	--	-----------	--------------------------------------